



江戸川区監査委員告示第 6 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した令和 4 年度教育委員会定期財務監査結果報告書を、同法同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 23 日

江戸川区監査委員	大	澤	成	美
同	鵜	澤	悦	子
同	島	村	和	成
同	窪	田	龍	一

令和4年度

教育委員会定期財務監査結果報告書

令和5年3月

江戸川区監査委員

目 次

	頁
第 1 監査内容	1
第 2 監査実施期間	1
第 3 監査対象及び実施年月日	1
第 4 監査の範囲	2
第 5 監査の方法	2
第 6 監査の着眼点	2
第 7 監査結果	3
1 指摘事項	3
2 注意事項	4
3 重点事項	9
第 8 総括意見	11

第 1 監査内容

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、法令等に則して適正に行われているか、経済性、効率性及び有効性は確保されているかなどの観点から監査を実施した。また重点事項として、教育委員会事務局においては「旅費の適正な執行及び契約の適正な執行管理」について確認し、各学校では「契約の適正な執行管理及び歳出の適正な執行」について確認した。

第 2 監査実施期間

教育委員会事務局は令和 4 年 9 月 1 日から 9 月 5 日まで

学校は令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 1 月 23 日まで

第 3 監査対象及び実施年月日

教育委員会事務局各課、教育研究所、小学校、中学校について実施した。

(小学校、中学校はおおむね全体の 4 分の 1 実施)

監 査 対 象		実 施 年 月 日	監査の場所
教育推進課、学務課、教育指導課、 学校施設課、教育研究所		令和 4 年 9 月 1 日、 9 月 2 日、9 月 5 日	監査委員室 及び 401 会議室
篠崎第四小学校	北小岩小学校	令和 4 年 11 月 1 日	各小・中学校
西一之江小学校	一之江第二小学校	令和 4 年 11 月 2 日	
下鎌田西小学校	南小岩第二小学校	令和 4 年 11 月 7 日	
鹿本小学校	第七葛西小学校	令和 4 年 11 月 11 日	
第三松江小学校	一之江小学校	令和 4 年 11 月 14 日	
平井小学校	上一色南小学校	令和 4 年 11 月 18 日	
松江第四中学校	清新第二中学校	令和 4 年 12 月 12 日	
篠崎中学校	小岩小学校	令和 4 年 12 月 15 日	
小松川第三中学校	葛西第三中学校	令和 4 年 12 月 16 日	
南葛西第二小学校	東葛西中学校	令和 5 年 1 月 13 日	
松江第六中学校	南葛西第二中学校	令和 5 年 1 月 16 日	
小松川第二小学校	春江小学校	令和 5 年 1 月 17 日	
第三葛西小学校	小岩第四中学校	令和 5 年 1 月 23 日	

第4 監査の範囲

令和3年度及び令和4年度監査実施日までを対象として監査を実施した。

第5 監査の方法

監査委員は、教育委員会事務局においては関係課長等、小学校、中学校においては学校長等の出席を求め、提出された調書等の説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

監査委員事務局は、監査委員の命を受け、令和4年度監査計画及び実施要領に基づき、関係資料及び帳簿等の提出を求め、調査及び説明聴取による監査を実施した。

第6 監査の着眼点

各事務事業について、以下の観点の主眼として実施した。

- 1 運営は教育目標に基づき行われているか。
- 2 運営は経営方針に基づき行われているか。
- 3 全体の管理運営は適正に行われているか。
- 4 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- 5 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- 6 事務の執行は経済性、効率性及び有効性が考慮されかつ合規的に行われているか。
- 7 滞納整理、不納欠損処分が適時かつ適正に行われているか。
- 8 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- 9 前回の指摘事項及び注意事項は、是正又は改善されているか。
- 10 契約の適正な執行管理が行われているか。
[教育委員会事務局各課(所)、小・中学校 本年度重点事項]
- 11 歳出の適正な執行が行われているか。
[小・中学校 本年度重点事項]
- 12 旅費の適正な執行が行われているか。
[教育委員会事務局各課(所) 本年度重点事項]

監査結果の標記は、以下のとおりとしている。

[指摘事項]

大きな誤り又は経済性、効率性及び有効性の観点から改善すべき重要事項と認められるものは〔指摘事項〕とし、所管課名等を記載する。

[注意事項]

指摘事項には至らない誤処理又は適切な処理をすべき事例については〔注意事項〕とする。

[重点事項]

重点事項として実施した監査の結果は〔重点事項〕とする。

第7 監査結果

1 指摘事項

(1) 旅費の執行に関すること

通勤手当と旅費の減額調整が行われず、旅費の過払いが生じていた。
(教育推進課、教育指導課、南小岩第二小学校、一之江小学校)

旅費の誤支給に関し、特にバス利用者の通勤手当との調整において、制度が改定されてから期間が経過し、また監査結果報告等で繰り返し注意喚起がされているにも関わらず、複数の職場でこれまでと同様の過払いが発生している。今後は個人や所属で今以上に注意を払うことに留まらず、システム上での旅費申請には誤入力を防止する仕組みを設けるなど、組織全体として誤支給防止に向け取り組むことを要望する。

今回過払いが認められたものについては、監査後に戻入処理がされているが、区職員の旅費の支給に関することについては、「旅費の手引き」(令和3年3月31日改訂、令和4年4月部分改訂)、「別冊旅費の手引き」(令和3年10月29日改訂)、都職員については「旅費の手引」(東京都教育庁人事部勤労課 令和4年5月更新)などを再確認のうえ、誤りのないよう努められたい。

(2) 給食会計に関すること

令和 3 年度の給食会計において、適切な年間計画が作成されておらず、年度を通じて食材等の購入額が収入額を大幅に上回り、支出超過が生じていた。
(小松川第三中学校)

給食会計は年度当初に年間計画が策定され、執行状況を管理者が適宜確認するが、これが実行されていなかった。校内チェック体制を強化し、年度途中で人事異動等が行われる時には特に注意を払うよう努められたい。

また基本的に給食会計は私費会計に属する経費ではあるが、収入には公費の補助金が含まれている。教育委員会事務局においては、補助金交付事業として各学校で円滑に給食事業が行われ、同様の事案が発生しないよう適正な制度の運用に向けて取り組むことを要望する。

(3) 会計処理の遅延に関すること

ラインパウダー購入等の支払いにおいて検査・確認日から会計処理までの期間がおおむね 3 か月以上経過し、会計処理の遅延となった事例が複数件あった。
(小松川第二小学校)

会計処理の遅延については、従前より注意喚起をしてきたところであるが、学校内で複数件の遅延が発生していた。会計処理の遅延は債権者に経済的負担を与えることとなり、区政に対する信頼を失わせる行為になりかねない。さらには、予算執行管理上の事故につながる可能性がある。適正な会計事務を執行するよう要望する。

2 注意事項

監査の過程において一部の事務処理に、不注意による誤った処理や処理漏れがあった。これらの事例については、文書または口頭で注意を行ったところであるが、より適切に処理を行うべきものとして以下に注意事項として記載した。今後一層、事務事業の適正な執行管理に努められたい。

(1) 金券類の管理を適正に行うべきもの

郵券受払簿による管理

郵券受払簿で、レターパックの残数相違や繰越記載・使用目的・確認印等の漏れ、誤記載があった。

江戸川区物品管理規則第 18 条第 2 項では、「物品管理者は、金券類その他会計管理者が指定する物品については、物品受払簿を備え、その使用状況を明らかにしておかなければならない。」とされていることから、適正に金券類を管理されたい。

(2) 出勤簿、休暇簿等の服務に関する事務を適正に行うべきもの

ア 出勤簿等の処理事務

- ① 都費職員及び区費職員の出勤簿で年次有給休暇・週休日の出勤・週休日の振替・職免などの記載漏れ、誤記載があった。
- ② 都費職員の休暇・職免等処理簿で記載漏れ、誤記載、決裁漏れがあった。
- ③ 都費職員の週休日の変更等命令簿において記載漏れ、誤記載、決裁漏れ等があった。
- ④ 区費職員の年次有給休暇・週休日の振替等処理簿で、年次有給休暇欄、週休日の振替等の記載漏れや誤記載があった。

例年、学校職員の出勤簿や休暇・職免等の服務事務処理の誤りが多数見受けられる。「学校職員のための勤務時間等の手引」（東京都教育庁人事部勤労課）、区の「勤務時間の手引き」（令和 4 年 10 月改訂）、「区費職員の服務等に関する手引」（令和 2 年 4 月改訂 区教育委員会）などを再確認のうえ、出勤簿及び休暇等処理簿などの記載を適正に処理されたい。

またこうした事務上の誤りは、服務処理が手書き申請や押印による各種確認・許可等の制度で行われ、その事務の膨大さが誤処理発生の大きな要因である。事務処理の簡素化を図り、「学校における働き方改革プラン」の推進・実現に供するためにも、更なるシステム化を推進されたい。

イ 旅費事務（学校）

- ① 一日乗車券が適切に活用されていなかった。
- ② 旅行命令簿の誤記載、記載漏れがあった。
- ③ 出張時に自家用バイクを使用していた。

出張時に職員所有の自家用バイクを使用している事例があった。一部例外を除き、個人所有のバイク・車は出張時の使用は原則禁止されており、事故発生時には本人及び出張を命じた管理者責任も厳しく問われることから厳に慎まれない。

(3) 会計年度任用職員に関する事務を適正に行うべきもの

出勤簿等の処理事務

- ① 出勤簿・有給休暇等処理簿の年休残日数、振替日、慶弔休暇内容等、記載漏れや誤記載があった。
- ② 週休日振替の理由が私用とされていた。
- ③ 旅行命令時間中に有給を取得していた。
- ④ 有給休暇の残日数がある状況で、私事欠勤をとっていた。

私事欠勤とは「私用により勤務することができないが、年次有給休暇の残日数が全くないために生ずる欠勤」とされている。会計年度任用職員においても常勤職員同様に勤務において地方公務員法が適用され、任用事項にも「私事欠勤が発生しないように」とされる。このように管理者が会計年度任用職員に安易に私事欠勤を認容することには留意されたい。

また「私事欠勤を繰り返す場合は懲戒・分限による処分措置がある」とされることから、継続雇用の状況等も考慮し、有給休暇日数消化後であっても私事欠勤の適用には注意されたい。

会計年度任用職員の年次有給休暇等の処理にあたっては、「勤務時間の手引き」「会計年度任用職員の手引き」などを参照し、適正に処理されたい。

(4) 毒物劇物の管理及び管理体制を適正に行うべきもの

毒物劇物の管理事務

- ① 毒物劇物管理簿で、使用量、残量の記入方法の誤り、使用者・管理者名等必要事項の記載漏れがあった。
- ② 医薬用外毒物劇物危害防止規定に記載漏れ、誤記載があった。
- ③ 自己点検表の記載漏れ、誤記入があった。
- ④ メタノールが2年間で387mlから100mlまで揮発していた。

「毒物劇物管理」については、「毒物劇物管理簿」や「自己点検表」等により、定期的に管理を行っている学校がある一方で、薬品管理が担当者だけに任せられ、不十分となっている学校も見受けられた。

各学校においては、児童・生徒への危害の未然防止を図るため、毒物・劇物の重大性を教職員に十分周知し、「毒物・劇物取扱い、保管・管理の手引」（都福祉保健局健康安全部発行）などを参考に、組織として適正に管理されたい。

(5) 防災・安全点検への対応を適正に行うべきもの

消防設備点検等

令和3年度・4年度の消防設備等点検結果報告書によると、3年度に要改修等の指摘を受けながら翌年も同内容の指摘があった。

指摘事項については教育委員会にも報告され、おおむね学校又は教育委員会において対応されているものであったが、案件によっては改修が行われていないものがあった。消防法では「施設設備の防火管理業務の責任者は消防用設備等について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って設置及び維持しなければならない。」と定められていることから、出来る限り速やかに指摘内容の解消を図る等、組織として設備の適正な管理に努められたい。

(6) 個人情報の管理を適正に行うべきもの

個人情報管理事務

「個人情報持ち出し記録簿」の作成漏れ、記載漏れ、返却時の確認漏れがみられた。

学校長は、学校における情報セキュリティ管理を適正に行う責務を負っていることから、「江戸川区学校教育情報セキュリティポリシー」（令和元年10月改訂）、「教職員のための情報セキュリティハンドブック」（第8版）（令和3年4月改訂）などを再確認のうえ、組織として学校における児童・生徒の個人情報保護の適正な管理を推進する体制を強化されたい。

(7) 学校徴収金の会計を適正に行うべきもの

ア 給食会計

- ① 金銭出納簿の記載漏れ、印漏れ、誤記載があった。
- ② 年度末に多量の食材を購入していた。
- ③ 食材費の請求書が紛失、支払いの遅れがあった。

イ 教材費・積立金会計

- ① 現金出納簿と通帳残高の相違があった。
- ② 現金出納簿の記載漏れ、印漏れ、誤記載があった。
- ③ 収入・支出承認書の作成・記載漏れ、誤記載、決裁漏れがあった。
- ④ 領収書の添付漏れ、宛名・日付の記載漏れがあった
- ⑤ 個人のクレジットカードや交通系 IC カードを使った支払いがあった。
- ⑥ 支払いの遅れ（最大5か月）が多数あった。
- ⑦ 調理実習の材料費等の立替払いがあった。

学校の会計管理は、公費として予算執行される「公費会計」と保護者から徴収する給食費、教材費、積立金等の学校徴収金として執行する「私費会計」の二種類があるが、「私費会計」において本年も多数の修正事項が見つかった。特に支払いの関係は相手方の信頼毀損や重大事故につながる恐れもあるため、「江戸川区学校徴収金事務取扱規程」第7条に規定されるよう、私費会計においても公費会計に準じた適正な会計処理に努められたい。

3 重点事項

過去の指摘事項を参考に、重大なリスクにつながる恐れのある事項について、教育委員会事務局各課（所）と小・中学校のそれぞれに「重点事項」を定め監査を行った。

<教育委員会事務局各課（所）>

旅費の適正な執行及び契約の適正な執行管理について監査を実施した。

<小・中学校>

契約の適正な執行管理及び歳出の適正な執行について監査を実施した。

(1) 教育委員会事務局各課（所）

ア 旅費の適正な執行について

- ① 旅行命令簿で健診時の用途等、誤記載や記入漏れがあった。
- ② 同一会社のバスに複数回乗車していたが、一日乗車券の活用されていなかった。

イ 契約の適正な執行管理について

契約については、競争性、公平性、公正性、区内業者の育成などの観点から監査を実施した。

- ① 業者からの見積書に日付がないものが複数あった。
- ② 請書に旧様式の契約条項が添付されていた。
- ③ 仕様書に記載の納期と納品書の納期が相違していた。
- ④ 決定通知書の主管課予算確認欄に印漏れが複数あった。

前記事例の改善にあたっては、「契約事務の手引き」などを参照し、組織として適正な契約事務処理の執行されるよう強く要望する。

(2) 小・中学校

ア 契約の適正な執行管理について

- ① 年間単価契約で定めた単価を上回る金額での特命契約があった。
- ② 旧契約条項での請書契約があった。
- ③ 年度末に学校で、同一物品の購入に複数の契約があった。

イ 歳出の適正な執行について

- ① クラブ・部活動外部指導員謝礼の支給が4か月遅れていた。
- ② 購入物品の請求書受領や支払い完了まで2~3か月以上経過しているものが複数あった。

会計処理の誤り、遅延については、会計事務処理についての知識不足が要因として挙げられる。「江戸川区会計事務規則」、「学校事務要覧 経理編」（令和4年4月1日改訂）、「金銭会計事務の手引き」「支出事務の手引き」（区長部局用、学校用）に基づき適正に処理されるよう強く要望する。

第8 総括意見

令和4年度の監査対象となった教育委員会事務局の各主管課及び小中学校における事務事業は、おおむね適切に執行されていると認められた。

重点項目として、教育委員会事務局は「旅費の適正な執行」及び「契約の適正な執行管理」について、小中学校は「契約の適正な執行管理」及び「歳出の適正な執行」についての監査を実施したが、これについてもおおむね適正に行われていることを確認した。

ただ一部ではあるが、単純なミスによる旅費の誤請求や納品されてから支払われるまでに3か月を経過する事案が発生していた。また、注意事項にとどまってはいるが、学校徴収金についても不適切な処理が散見された。各小中学校等への監査は3~4年に一度としているが、毎年同じ指摘を繰り返している。今回は監査対象とならなかった学校においても、自校への指摘と捉えて自主点検することを望む。

なお、以下のとおり5点について意見を付す。

1 学力及び体力の向上への取組みについて

令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、国語、数学（算数）、理科の平均正答率について、本区は中学校の国語が全国と同率、他は全国平均に近付いてきたという状況であった。一方で、東京都の平均正答率は小中学校ともに全国平均を上回っており、本区より1~4%高い結果となった。科目によっては都を上回る学校もあったが、学力向上に向けて、区全体として一層の注力が望まれる。

傾向として、正答数からA~Dの4層に分けた割合を都と比較すると、本区は上位層とされる正答率の高いA層が少なく正答率が低めのD層が多い状態にある。学校からは文章問題や自分の意見を表現する問題になると、空欄のままで回答してしまい苦手の傾向にあるとも聞いた。各学校では放課後の補習教室、習熟度別や少人数での指導、1人1台のタブレット端末を活用した学習支援を行っているが、学習状況調査からは授業以外の学習習慣と平均正答率が比例している状況が見えた。習熟度によっては学校だけでなく家庭とも協力し、学習環境がより向上するよう、そして、児童生徒が正解を導き出すことに楽しみを覚えるような今後の指導を期待する。

体力・運動能力調査の結果について、良かったのは反復横跳びと20mシャトルランで、都を上回る学年が多かった。課題は持久走（中学校）で、

全学年において都より時間を要していた。長座体前屈も令和3年度よりは記録が上がったものの、都の平均には届かなかった。また、ソフトボール投げが弱いと感じている学校が多くあったが、都より下回る学年が多い結果であった。体力や運動能力は日常の遊びや運動から培われるが、健康で丈夫な身体づくりのために、授業や休み時間をさらに有用なものにすることを望む。

心技体の充実がさらに高みをめざす基礎となる。可能性をより引き出せるよう、教育委員会事務局と各学校とで児童生徒の育成により尽力されることを望む。

2 教員の指導力向上と働き方改革への取組みについて

本区教員の令和4年度の年齢構成を見ると、20代の教員が小学校では503名で小学校教諭の28.5%を占め、中学校は181名で中学校教諭の22.2%を占めていた。区の傾向として若い教員が多い状態が続いているが、児童生徒の学力及び体力向上のためには、教員の指導力が重要になる。活気に満ちた指導が期待できるが、校長・副校長を始め主幹や指導的立場にある経験豊富な教員によるOJTや初任者研修等を引き続き行い、さらに授業力が向上することを望む。

また、教育指導課要覧に「授業の達人」が掲出されているが、平成28年度に15人が受賞した以降は、毎年3～7人ととどまっている。児童生徒が授業や教師に興味を持ったことがきっかけとなって能力を開花させることもある。区内に授業の達人が増え、より魅力あふれる授業が展開されることを期待する。

働き方改革について監査実施校にて確認したところ、在校時間の改善が進んだ学校となかなか進まない学校とに分かれた。改善例としては、在校時間を教員ごとに可視化し、教員の個人努力だけでなく組織として取り組むことで在校時間の短縮を達成させた学校もあった。ただし、一時的な業務の集中期間を除き、在校時間の短縮が難しい理由の一つとして中学校の部活動が上がっていた。残業が月80時間を超えるケースもあり、教員の心身の健康を守るためにも、さらなる取り組みを望む。

一方で、令和4年7月に教育委員会事務局から保護者と地域に向けて「学校における働き方改革へのご理解とご協力のお願ひ」が発出されたことにより、働く環境が改善されたと各校から報告されている。このような区全体の取組みによる改革推進を今後も希望する。

3 不登校児童・生徒への支援について

文部科学省が行った「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、都の不登校（長期欠席）児童生徒の出現率は小学校が1.33%で中学校が5.76%だった。本区の不登校状況は、小学校は438人で1.30%となり都より若干低かったものの、中学校では949人で5.98%となり、都より出現率が高い結果となった。

不登校は小学校高学年から増え、中学校では入学前から続く生徒もいる。都の不登校の要因としては、小中学校ともに「無気力・不安」が圧倒的に多い。次いで、小学校は「親子の関わり方」「生活リズムの乱れ・あそび・非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「学業の不振」の順になる。中学校は「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「学業の不振」「生活リズムの乱れ・あそび・非行」「親子の関わり方」の順となった。区も同様の傾向にあると思われ、小中学校とも、ちょっとした体調不良から不登校が始まっていることが多くあった。また、小学校では家庭の協力が得にくい児童ほど、解決まで時間を要する傾向にあった。しかし、監査実施校では各校とも校内全体での支援体制を組んでおり、授業以外では登校が可能な場合や電話では話せるなど、全く連絡が取れない家庭はほぼなかった。これからもスクールソーシャルワーカーや学校サポート教室を活用するなどして、必要に応じて児童相談所と連携しながら、不登校の児童・生徒本人に寄り添った支援を望む。

4 特別な配慮を要する児童・生徒への支援と人権尊重教育について

本区では、小学校は平成30年度から、中学校は令和2年度から全校に特別支援教室が設置されている。拠点校から教員が巡回指導を実施するとともに、必要に応じて介助員を配置するなど、特別な配慮を要する児童生徒への支援の充実が進められている。しかし、特別な配慮を要する児童生徒は年々増加傾向にある。介助員の配置には保護者の理解が不可欠であり、家庭との連携を今後も継続することを望む。また、学校においては特別支援教育や校内委員会の充実を図るとともに、教育委員会事務局の就学相談を適切に行えるよう、保護者も含めて十分な支援をすることで教育の機会が行き届くよう配慮されたい。

今回の監査実施校の中に、制服の選択制の導入や校則の改正を行った学校があった。伝統を引き継ぐことが重要であるとともに、状況に合わせた変化も必要である。共生社会の実現に向け、人権尊重教育の面からも児童

生徒が自分らしく学校生活を送れるよう、教育委員会事務局や学校は保護者や地域と協力して、今後も支援を継続することを希望する。

5 学校徴収金・設備等の管理体制について

監査結果にもあるように、給食会計や教材費等の処理において不適切な処理が確認された。小さなミスを放置することで、栄養バランスのとれた食事や修学の機会が保たれなくなる可能性がある。毒物劇物についても同様である。使用量や残量の記載を誤り、管理をなおざりにし続けた先に事故が起きるかもしれない。

消防設備についても命を守るものであり、その整備を怠ることがあってはならない。児童生徒の安全を守るための危機管理として、教育委員会事務局と学校はそれぞれ正しく管理がなされるよう努められることを要望する。